

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記） 第八条の十七 当該事業年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項及び第八条の十九第一項本文に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一〇七 略」 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当該事業年度以降の会計処理方針 「九〇十一 略」 「二〇五 略」</p>	<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記） 第八条の十七 「同上」 「一〇七 同上」 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。）の内容及び当該事業年度以降の会計処理方針 「九〇十一 同上」 「二〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	